

使用料の改定のお知らせ

令和4年4月1日から、市内公共施設の使用料や各種証明書等の手数料が改定されます。農村環境改善センターについては下記のとおり、使用料が変わりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ・令和4年4月、5月の使用分については、**令和4年3月31日まで**に申請（支払）に来ていただいた場合は、改定前の金額となります。
- ・使用料の見直しの考え方については**長久手市 11月号広報**をご覧ください。
- ・お問合せは長久手市役所子ども未来課（56-0642）までお願いいたします。

改定前

多目的ホール	9:00~18:00	1時間につき <u>210</u>	+100円
	18:00~21:00	1時間につき <u>430</u>	+210円
会議室	9:00~18:00	1時間につき <u>110</u>	+80円
	18:00~21:00	1時間につき <u>210</u>	-30円
教養室	9:00~18:00	1時間につき <u>110</u>	+30円
	18:00~21:00	1時間につき <u>210</u>	-70円

※冷暖房費+20円（会議室、教養室）

改定後

多目的ホール	9:00~18:00	1時間につき <u>310</u>
	18:00~21:00	1時間につき <u>640</u>
会議室	9:00~18:00	1時間につき <u>190</u>
	18:00~21:00	1時間につき <u>190</u>
教養室	9:00~18:00	1時間につき <u>140</u>
	18:00~21:00	1時間につき <u>140</u>

※冷暖房費 廃止